

年金受給者等の所得の申告・相談窓口開設

所得税の確定申告に先立ち、年金受給者と昨年収入がなかった方を対象に申告・相談を行います。

【対象】 令和5年1月1日現在、町内に住所があり、年金所得のある方、障害年金、遺族年金などの受給者、昨年収入のなかった方が対象です。

※年金所得のほかに不動産所得、事業所得などがある方の申告は、2月16日(木)以降になります。

※給与所得と年金所得の両方がある方は下記の日時でも受け付けできますが、年金所得がない場合は2月16日(木)以降になります。

【日時・会場】 2月1日(水) 萩野公民館 2日(木) 萩野公民館 3日(金) 萩野公民館
6日(月) 白老コミセン 7日(火) 竹浦コミセン

【受付時間】 9時30分～15時 ※2月3日は14時で終了しますので注意してください。

※密を避けるため、受付時間前にお越しいただくことは遠慮してください。また、特段の事情がない限り、申告者本人（または代理人の方）以外の方の来場も遠慮してください。

※申告・相談は、2月16日(木)から3月15日(水)までの確定申告期間中でも受け付けています。日程などは2月号に掲載します。熱があつたり体調が優れなかつたりする場合は、別の日にお越しください。

【申告に必要なもの】

- 印鑑
 - マイナンバーカード（作成していない方は、通知カード+運転免許証、健康保険証などの本人確認書類）
 - 扶養者がいる場合は、扶養者のマイナンバー
 - 令和4年中の収入金額の分かるもの（年金や給与の源泉徴収票など）
 - 健康保険料などの領収書
 - 生命保険料や地震保険料の支払証明書
 - 医療費控除の対象となる方は事前作成の医療費明細書（明細書は役場税務課窓口、役場出張所で渡します）※医療費控除の明細書の作成は、申告会場での滞在時間を短くするため、必ず事前に自宅で済ませてください。
 - 障害者の方は手帳や証明書
 - 配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の収入金額がわかる資料 ※配偶者特別控は、配偶者の所得金額が133万円まで受けられます。ただし、納税義務者の所得が1,000万円を超える場合は、配偶者の所得に関わらず配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。
 - 預貯金通帳（所得税の還付がある場合）
- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を口座振替払いで納付されている方は、預貯金通帳の記帳を確認し、年間の納付額を確認してください（税務署で申告される場合）。町で開設する申告会場で申告される方は、納付額について確認資料がありますので、用意していただく必要はありません。

【申告書用紙】

自分で申告書を作成する場合は、各申告会場、役場税務課窓口・役場出張所で用紙を渡しますので申し出てください。（1月30日(月)以降になる予定です）

申告会場に必要な書類を持参していただきますと、役場職員が申告書を作成いたしますので、事前に申告書を受け取りに来る必要はありません。